

広 社 社 第 1 3 7 号
平成19年 5月24日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(社会局社会企画課)



平成15年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見への対応結果について(通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので、報告します。



平成15年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象	出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
項 目	広島市土地開発公社が保有する土地の個別的検討（世代間交流拠点施設用地）
	主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨

- 1 当初事業計画の内容について
事業計画の策定に際しては、当該事業遂行上、事業用地取得が不可欠であるのか、財政的な裏づけが確保できる見込が明らかであるのかといった観点をより重視すべきであると考えます。
- 2 候補地の用地選定手続きについて
広島市土地開発公社に対して先行取得依頼し、再取得が遅れている物件については、単に関連資料を保管しているということではなく、関連資料とその政策意思決定の過程を取り出しやすい形で整理・保管しておくことが必要です。
- 3 基本構想策定委託契約と整備基本計画策定委託契約について
提案方式による委託業者の選定に当たっては、指名競争入札のように金銭的根拠が明らかではないため、少なくとも判断過程を残しておく事務扱いとする必要があります。
- 4 高齢者福祉施設の事業計画について
当該事業用地にかかる当該ゾーンについては、原爆特別養護ホームの国庫補助がなかった場合の具体的な利用計画を早急に検討する必要があります。

対 応 結 果

- 1 今後、事業計画の策定に際しては、財政的裏づけ等も詳細に検討します。
- 2 今後、根拠書類等も整理・保管するように留意します。
- 3 今後、社会局において、プロポーザル方式又はコンペ方式による業者の選定を行う場合には、指定管理者制度における場合と同様、評価基準及び選定結果を明示することとします。
- 4 原爆特別養護ホームの整備については、国庫補助内示（平成18年1月27日、平成18年4月14日、平成18年6月9日の3回）を受け、平成19年4月1日に開園しました。